

労務単価の割増補正の端数処理について

令和元年7月1日基準より労務単価の割増で算出された額の端数処理は、積算システムでは1円単位（1円未満切捨て）の考え方で積算されます。

《計算例》

普通作業員：21,100円

補正係数：1.017

$$\begin{aligned} \text{補正後の普通作業員} &= 21,100 \times 1.017 \\ &= 21,458 \text{円（1円未満切捨て）} \end{aligned}$$